

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
2. 都道府県名	○ 知事	◎ 市区町村長等
3. 市区町村名	兵庫県	明石市
4. 届出番号	5	5
5. 独自利用事務の事例番号	108-1	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.akashi.lg.jp/soumu/so_soumu/kyoukasho.html	
1. 満たす法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等		
	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	高齢重度障害者医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		明石市個人番号の利用に関する条例 別表第1第6項 高齢重度障害者医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第1条	明石市高齢重度障害者医療費の助成に関する要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有することができる法律(昭和57年法律第80号)において、その一部を高齢重度障害者医療費として助成することにより、明石市高齢重度障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年条例第4号。以下「条例」という。)による助成の対象外とされていることとの調整を図り、その福祉増進と自立助長を図ることを目的とする。	この要綱は、高齢重度障害者が、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療の給付を受け同法第67条に規定する一部負担金を支払う場合において、その一部を高齢重度障害者医療費として助成することにより、「条例」という。)による助成の対象外とされていることとの調整を図り、その福祉増進と自立助長を図ることを目的とする。